(四)　指定都市都道府県勧告調整委員は、総務大臣に勧告に関する意見を述べたときは、直ちにその旨及び当該勧告に関する意見を公表しなければならないこととした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の八第四項関係）

(五)　その他指定都市都道府県勧告調整委員に関する規定を設けることとした。（地方自治法施行令第一七四条の四八の八第五項～第七項関係）

3　中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

特例市に関する規定を削除することとした。（地方自治法施行令旧第一七四条の四九の二〇関係）

4　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四二号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。ただし、3に関する規定については平成二七年四月一日から施行することとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第三一号）（警察庁）

1　運転免許等に関する手数料の標準を改めることとした。（第四三条関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二号）（環境省）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第三九号）の施行期日を、平成二七年四月一日とすることとした。

◇粉乳等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十六年度における適用の停止を定める政令（政令第三三号）（財務省）

1　粉乳等であって平成二七年二月一日から同年三月三一日までに輸入されるものについて、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の適用を停止することとした。

2　この政令は、平成二七年二月一日から施行することとした。

政　令

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十九号

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「第三節　特例市に関する特例」を削る。

第九十三条中「区」の下に「又は総合区」を加える。

第九十八条の三第一項中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第二項を次のように改める。

この節の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合においては、市町村の選挙管理委員会に関する規定は区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなし、第九十二条第二項中「市町村の」とあるのは「区又は総合区の区域内において」とする。

第百二十一条中「副市町村長」の下に「、指定都市の総合区長」を加える。

第百四十条ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「十日以内」を「十日以内」と」に改める。

第百七十四条の四十一を削り、第百七十四条の四十二を第百七十四条の四十一とする。

第百七十四条の四十三を削る。